

# 小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)

## 現状と課題

延べ面積1,000㎡以上の防火対象物では、点検報告率が71.5%であるのに対し、延べ面積1,000㎡未満の防火対象物では42.2%と低水準

延べ面積1,000㎡未満の防火対象物において消防用設備等を点検する場合、現行の法令基準では、消防設備士・消防設備点検資格者の資格を有していない者でも点検することができるが、実際に点検報告が行われているものの大半は有資格者により実施

小規模な防火対象物は、大規模な防火対象物と比較して、有資格者に点検を委託する経費の負担が大きく、点検が進んでいない可能性あり

消防庁では、150㎡未満の小規模な飲食店に対する消火器の設置義務の拡大を検討



消火器など比較的単純な点検項目である消防用設備等については、防火対象物の関係者自らが容易に点検できるように「リーフレットの作成」や「アプリの開発」等の支援を行うことで、小規模施設における点検実施を促すことができるのではないか。

<具体例>

### ①点検リーフレットの作成

～写真やイラストによりわかりやすく点検の方法や報告書の記入方法を解説したもの

### ②点検アプリの開発

～アプリに沿って、必要な情報を入力することで、自動的に報告書を作成するもの

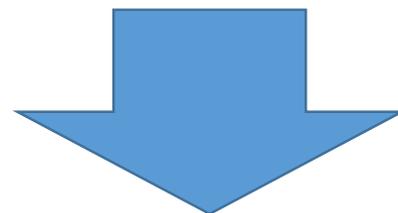
※ 自ら点検することにより、消火器の設置場所、使用方法を自ら確認することとなるため、火災時の初期消火の実効性が向上すると考えられる。

# 小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)

## ①消火器の点検リーフレットの作成(案)

- 現状、建物関係者が自ら消火器の点検報告を行おうとした場合、以下の点が課題となる。
  - ア 点検の方法を示した点検基準や点検要領が読みにくい。
  - イ 具体的にどのような状態が悪いのかわからない。  
(「著しい腐食がないこと」がどの程度のことを指しているのか、文字だけではイメージできない。)
  - ウ 点検結果報告書の記入方法がわからない。

など



## 点検リーフレットの作成方針

- ア 対象は、小規模施設において、一般的に設置すると考えられる蓄圧式の粉末消火器とする。
- イ 点検基準や点検要領をもとに、写真やイラストを用いてわかりやすく簡便に点検方法を説明。
- ウ 設置数が1～2本程度の蓄圧式の粉末消火器の点検を想定した点検結果報告書の記入例を示す。
- エ 蓄圧式の消火器は、製造年から5年を経過すると実際に放射する点検が必要となり、自ら点検を実施することは困難と考えられることから、取替えなどの措置や廃棄方法を案内。

# 小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)

## ②点検アプリの開発(案)

小規模施設の関係者が自ら、スマートフォン等により消防用設備等の点検結果を入力することで、点検結果報告書を簡便に作成することができるアプリの開発を検討。

<イメージ>

防火対象物  
の関係者

①ダウンロード・建物情報等登録

②点検時期お知らせ機能

③画面に従って点検結果を入力

④法令様式に変換し、出力



- ① アプリをダウンロードし、建物の名称、所在地、用途、消防用設備等の基礎情報、連絡先(電話番号、メールアドレス)等を入力して登録。
- ② 登録された情報を基に、半年ごとに機器点検又は総合点検を実施するようお知らせ。
- ③ アプリ上の入力画面の案内に従って、点検結果を入力する。(アプリの機能として、点検方法の解説写真や動画等を閲覧できるようにした上で、点検に漏れがないよう入力必須項目やエラーチェック機能を設ける。)
- ④ アプリ上で、入力された内容を点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に変換して出力する。併せて、点検の結果、設備の不良箇所があれば、改修や取替え等の措置を促す。

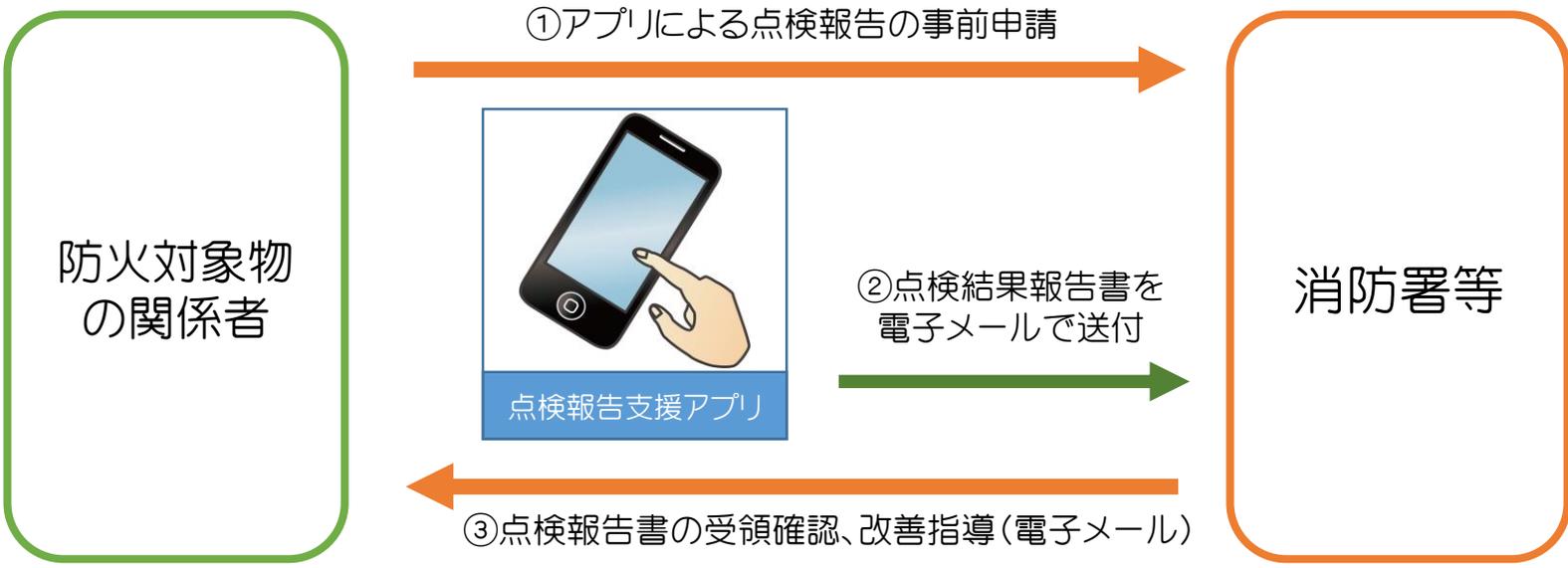
<期待できる効果>

- ・無資格者でも点検結果報告書を容易に作成することが可能。また、点検結果が電子データとして保存され、点検時に前回までの点検データの閲覧、利用が可能。
- ・点検の時期をお知らせする機能により、点検報告の忘れを防止。
- ・点検報告内容について自動的にチェックする仕組みを設けることで、点検項目の報告漏れ等を防止。また、消防署等でも簡単なチェックで受領可能。

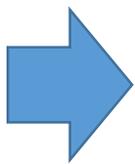
# 小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)

点検報告率の更なる向上のためには、アプリで作成した報告書をそのまま消防機関への電子メール等により報告することができる機能を付加することを検討してはどうか。

<イメージ>



- ① 事前に、アプリを使用して点検結果の報告を行う旨を消防署に申請し、提出先メールアドレス等の交付を受ける。
- ② アプリで作成(変換)された点検結果報告書(消防法令に定められた様式)を電子メールにより消防署等に送付。
- ③ 消防署より、点検報告書を受領した旨や改善指導について電子メール(指導が必要な場合は電話も併せて)により関係者に連絡。



実現に向けては以下のような多数の課題が考えられることから、引き続き対応を検討。

- ・ 届出の行政手続き上の問題(本人確認、法的効力等)。
- ・ 消防本部における体制(メールによる確認・指導の可否、対象物の管理等)
- ・ 提出先メールアドレスを変更する際の関係者への周知 等